

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

豊見城市長 殿

令和 年 月 日

裏面の同意事項に同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する)、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

			認定希望日（施設利用開始日）	令和 年 月 日					
保護者	フリガナ		現住所						
	氏名								
生年月日	S・H	年 月 日	現住所が市外の場合 市内転入後の住所						
子ども申請	フリガナ		連絡先 (優先順)	①	— — (続柄：)				
	氏名			②	— — (続柄：)				
	生年月日	H・R		年 月 日					
個人番号									
保育を必要とする事由	(続柄) 父	□就労 障害	□疾病 看護	□介護 復旧	□災害 活動	□求職 活動	□就学 活動	□妊娠 出産	□その他 ()
	(続柄) 母	□就労 障害	□疾病 看護	□介護 復旧	□災害 活動	□求職 活動	□就学 活動	□妊娠 出産	□その他 ()

認定種別	□（新1号）申請子どもは、満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号・新3号認定子ども以外	左記で第3号に該当し、市民税非課税に該当する場合は、下の□に レ点を付けて下さい。
	□（新2号）申請子どもは、認定希望日時点まで満3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過している	
	□（新3号）申請子どもは、認定希望日時点まで満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある	

上記「認定種別」が（第1号、第3号）に該当する場合に記載して下さい。

令和7年1月1日時点 の居住市町村	(続柄) 父	□現居住地と同じ	(続柄) 母	□現居住地と同じ
令和8年1月1日時点 の居住市町村	(続柄) 父	□現居住地と同じ	(続柄) 母	□現居住地と同じ

市外に住所があった方で、個人番号（マイナンバー）照会にて情報の取得ができない場合に、令和7年度又は令和8年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書の提出を求める場合があります。

保護者及び子どもと同居している方全員を記入してください。

父母は個人番号を記入してください。世帯状況により同居の祖父母の個人番号が必要となる場合があります。

申請子どもの保護者及び同居者 (申請子どもの以外)	氏名	申請子どもの続柄	生年月日	居住状況	勤務先又は学校名	世帯状況
			個人番号			
	父		年 月 日	同・別		□生活保護世帯 □ひとり親世帯 □ひとり親に準ずる世帯 □里親世帯等 □保護者の一方が市外在住の世帯
	母		年 月 日	同・別		
			年 月 日	同居		
			年 月 日	同居		
			年 月 日	同居		

利用する（予定含む）施設を記入して下さい。

フリガナ 施設名	施設・事業の種別	所在市町村	利用開始（予定）日
	□未移行幼稚園等 □認可外保育施設等 □預かり保育事業（認定こども園・幼稚園等）		令和 年 月 日
	□未移行幼稚園等 □認可外保育施設等 □預かり保育事業（認定こども園・幼稚園等）		令和 年 月 日
	□未移行幼稚園等 □認可外保育施設等 □預かり保育事業（認定こども園・幼稚園等）		令和 年 月 日

※未移行幼稚園等…未移行幼稚園、特別支援学校幼稚部の教育利用及び預かり保育

※認可外保育施設等…認可外保育施設、一時預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

同 意 事 項

I 個人情報の利用目的

豊見城市長（以下「市長」という。）は、申請子ども、保護者又は扶養義務者の個人情報を申請子どもに係る施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、これらの目的以外には利用しないこととする。

※子ども・子育て支援法（参考）

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 個人情報の収集方法

- (1) 子ども、保護者又は扶養義務者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- (2) 保護者又は扶養義務者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- (3) 保護者又は扶養義務者の雇い主等への聴取、資料提供依頼
- (4) 保護者又は扶養義務者の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な情報の提供依頼

3 個人番号（マイナンバー）について

- (1) 提供された個人番号（マイナンバー）について、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する事務等に利用することができます。
- (2) 個人番号（マイナンバー）の提供がない場合、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より番号確認を行います。また、上記の方法で番号確認ができない場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

4 個人情報の第三者提供

市長は次の場合に限り、子ども及び保護者又は扶養義務者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- (1) 特に必要が認められる場合において、施設・事業者へ次の個人情報を提供するとき。
 - ① 氏名、生年月日、連絡先等の施設等利用給付認定申請書等及び添付資料に記載された個人情報に関すること。
 - ② 施設等利用費の支給に関すること。
- (2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合において、当該公的機関へ提供するとき。
- (3) 子どもが給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
- (4) その他、市長が必要と認める場合

5 その他

- (1) 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- (2) 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- (3) 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第12条の規定に基づき申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合は、給付認定の取消し及び施設等利用費の全部又は一部を徴収します。
- (4) 申請内容に変更があった場合は、子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の規定に基づき速やかに届け出てください。
- (5) 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
- (6) 「子育てのための施設等利用給付認定(新2・3号認定)」申請のご案内及びその他関係書類に関しては全てお読みになり、理解したものとして対応します。